

## 「公社等外郭団体関与指針細則の一部改正」の概要

### 1 改正理由

個人情報の保護に関する法律施行条例（千葉県条例第37号）附則2の規定による千葉県個人情報保護条例の廃止に伴い、公社等外郭団体関与指針細則9について改正を行った。

### 2 改正内容

9「(4) 千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）等に基づく個人情報保護に係る必要な措置」の削除を行った。

### 3 施行期日

令和5年4月1日